



Cardano
Foundation

CARDANO ブロックチェーン憲法の提案

CARDANOブロックチェーン憲法の提案

前文	1
第 I 条 用語の定義	2
第 II 条 適用範囲	4
第 III 条 理念とガードレール	4
第 1 節: 目的と範囲	4
第 2 節: Cardano の理念	4
第 3 節: ブロックチェーンの中立性	5
第 4 節: ガードレール	5
第 IV 条 Cardano ブロックチェーンのパラメータ	6
第 1 節: 経済的パラメータ	6
第 2 節: ネットワークパラメータ	6
第 3 節: ガバナンスパラメータ	6
第 4 節: 技術およびセキュリティパラメータ	7
第 V 条 Cardano ブロックチェーンのガバナンス	7
第 1 節: ガバナンスモデル	7
第 2 節: ガバナンス機関	7
第 3 節: ガバナンスアクション	7
第 4 節: 投票	8
第 5 節: 投票しきい値とQuorum	8
第 VI 条 Cardano コミュニティ	9
第 VII 条 憲法委員会	10
第 1 節: 憲法委員会の機能と参加	10
第 2 節: 憲法委員会の構成	10
第 3 節: 憲法委員会の委員選出	10
第 4 節: 不信任状態	10
第 5 節: 憲法委員会の投票と行動	10
第 6 節: コミュニティの支援	11
第 7 節: 報酬	11
第 VIII 条 委任代表者	11
第 1 節: DRep ガバナンス機能	11
第 2 節: DRep の登録	11
第 3 節: DRep の選択	11
第 4 節: DRep の報酬	11
第 IX 条 ステークプール運営者	12
第 1 節: SPO ガバナンス機能	12
第 2 節: ハードフォークの開始	12
第 X 条 純変動制限額、Cardano 予算、トレジャリー引き出し	12
第 1 節: 純変動制限額	12
第 2 節: Cardano 予算	12
第 3 節: トレジャリー引き出し	13

前文

ここに、3つの先駆的な事業体 Input-Output Hong Kong、Emurgo、Cardano Foundation が、Cardanoコミュニティと協力してCardanoブロックチェーンの台頭を促し、個人をエンパワーメントし、コラボレーションとイノベーションを促進する分散型デジタルインフラの基礎を築いてきたことを認識する。これらの事業体の尽力により、活気に満ちた多様な個人および組織の環境が形成され、誰もがCardanoエコシステムの成長と成功に貢献することを選択できる。

Cardanoブロックチェーンがブロックチェーン技術、スマートコントラクト、コミュニティガバナンスの分散型エコシステムの中に存在し、世界的な経済、政治、社会システムの改善に取り組んでいることを認識する。Cardanoブロックチェーンは、個人やコミュニティがアイデンティティ、価値、ガバナンスを管理するための基盤となるインフラを提供し、分散型アプリケーション、ビジネス、ネットワークの台頭を促進する。

Cardanoエコシステムが大幅に拡大し、分散型かつ許可不要で運営され、Cardanoブロックチェーンの回復力と自律性がさらに強化されていることを認める。

Cardanoエコシステムが成長を続けるにつれて、そのガバナンスモデルも同様に適応し、自治の基盤としての分散化、コミュニティ参加、説明責任、包括性、コラボレーションの原則を反映し、人間の相互作用とコラボレーションの新たなアプローチを進化させる必要があることを考慮する。

合理的に可能かつ有益な限り、ブロックチェーン技術を活用してオンチェーンガバナンスを確立する、より強固で適応可能なガバナンスフレームワークの必要性を認識し、Cardanoコミュニティは、許容されるガバナンス行為のための一連のセーフガードを提供する技術的ガードレールを含む、本Cardanoをここに制定する。Cardanoは、誰もがCardanoエコシステムの発展に貢献できる基盤として、Cardanoブロックチェーンの運営とガバナンスの原則を定める。

Cardanoコミュニティは、透明性、オープン性、説明責任の原則に従い、Cardanoエコシステムの最善の利益のために決定が行われるよう、信頼と協力の文化を追求し、CardanoブロックチェーンとCardanoエコシステムの継続的な改善、成長、成功に向けて協力して取り組むことを目指す。

Cardanoブロックチェーンのガバナンスに貢献する機会を SPO およびすべての ADA 保有者に提供し、多様な視点を育成することの重要性を認識する。

いかなる組織や強力団体からも独立してCardanoブロックチェーンのガバナンスに貢献する ADA 保有者の選択の自由を認める。

Cardanoブロックチェーンの性質が最終的にソフトウェアコードによって実装される構成物であること、そのゆえに、本憲法を支持し施行する上で、その開発者とエンジニアが果たす重要な役割および彼らへの期待を認識する。

本憲法を支持する上で憲法委員会が果たす重要な役割と、ADA 保有者代表としての DRep の重要性を認識する。

CardanoコミュニティがCardanoトレジャリーで利用可能なリソースを、持続可能で説明責任のある方法で効果的に活用するためのフレームワークの必要性を認識する。

Cardanoエコシステムが直面する課題に取り組むために、Cardanoコミュニティ間で新たな協力団体を形成する権利を認識する。

第 I 条 用語の定義

1.	アクティブなブロック生産ステーク	SPO との関係において、ブロック生産の目的で SPO にアクティブに委任されている Lovelace の数を意味する。
2.	有効投票ステーク	有効投票ステークとは、ガードレールに規定された必要な投票活動および投票登録に基づいて有効とみなされ、投票を決定する目的でカウントされる Lovelace の総数を指す。
3.	ADA	Cardanoブロックチェーンに固有の暗号通貨を指す
4.	ADA 保有者	ADA トークンの秘密鍵を直接的または間接的に管理する者を指す
5.	純変動制限期間	純変動制限額が適用される 73 エポック (約 1 暦年) で構成される期間を指す。
6.	Cardanoブロックチェーン	「Cardano」という名称で運営されている、パブリック、プルーフオブステーク、ピアツーピア、分散型台帳システム。
7.	Cardanoコミュニティ	Cardanoコミュニティとは、すべての ADA 保有者を指す
8.	Cardanoエコシステム	Cardanoエコシステムとは、SPO、DRep、Cardanoコミュニティ、CC を含むがこれらに限定されない、Cardanoブロックチェーン上で活動を行うすべての参加者を指す。
9.	Cardanoトレジャリー	Cardanoトレジャリーは、取引手数料や通貨膨張から受け取った ADA を保有・放出する、分散型のオンチェーン ADA 管理システムである。
10.	憲法委員会	憲法の原則が守られ、施行されることを保証する責任を負う管理機関を意味する。
11.	委任者	ステークプール (ブロック生産用)、および/または DRep (ガバナンス用) にステークを委任した ADA 保有者。
12.	DRep または委任代表者	ガバナンスアクションに投票する、正式に登録された委任代表者。
13.	ガバナンスアクション	Cardanoブロックチェーンに関して、その情報を記録する、それに関連するアクションを起こす、そのパラメータを変更するなどのアクションを意味する。これはCardanoブロックチェーン上の適格な投票機関によって投票のために提出される。
14.	ガバナンスアクション提案	Cardanoコミュニティまたは憲法委員会の委員が、Cardanoコミュニティでの議論または検討のために提出する、将来のガバナンスアクションの提案を意味する。

15.	ガバナンス機関	憲法に規定されているガバナンスアクションに対して投票する権限を持つ組織またはグループを意味し、現在は DRep、憲法委員会、および SPO で構成されている。
16.	ガードレール	ガードレールとは、Cardanoブロックチェーンの機能性、セキュリティ、パフォーマンスを維持するために必要な条件やパラメータを指す。その一部はCardanoブロックチェーンに直接実装されているが、すべてが実装されているわけではない。
17.	ガードレールスクリプト	憲法とともにチェーン上に記録され、ガバナンスアクションがチェーン上に提出されたときに自動化可能なガードレールを適用する Plutus スクリプト。
18.	Lovelace	ADA の単位を意味し、1 ADA あたり 100 万 Lovelace となる。
19.	低コスト攻撃	実行するのに必要な ADA、労力、その他のリソースが少なすぎると判断される攻撃。これらの指標の許容値を決定する必要がある。
20.	メインネット環境	ライブで稼動しているCardanoブロックチェーンプロトコルの基本レイヤーを意味する。
21.	純変動制限額	Cardanoトレジャリーが一定期間内に変動してはならない ADA での制限を意味する。
22.	オンチェーンとオフチェーン	「オンチェーン」とは、Cardanoブロックチェーンに反映されるアクションを指す。「オフチェーン」とは、Cardanoブロックチェーンには反映されないが、本憲法によって管理されるアクションを指す。
23.	パラメータ	Cardanoブロックチェーンの実装に関する設定および制限を意味し、憲法で規定されている。
24.	プロトコル	Cardanoブロックチェーンの運用を管理するアルゴリズム、ルール、手続きを意味する。
25.	SDR	「特別引出権」を意味し、国際通貨基金が創設した世界通貨バスケットの価値に基づく国際準備資産を指す。「フィアット (法定通貨)」への言及があった場合、それは SDR を指すものとする。
26.	SPO	Cardanoブロックを生成するノードを運営するステークプール運営者。
27.	投票	提案されたガバナンスアクションに関して、Cardanoブロックチェーン上で表明された決定を指す。

第 II 条適用範囲

1. 本憲法は、Cardanoブロックチェーンと、およびCardanoエコシステム内で相互にやり取りする限りにおいて、すべてのCardanoコミュニティの委員、DRep、SPO、および憲法委員会の委員に適用される。

2. 前文は本憲法の根拠を示すものであるが、提案されたガバナンスアクションとの合致度を評価する目的においては、拘束力を持たないものとみなされる。
3. 本憲法は、下記第 III 条に定める理念を実現するように解釈されるものとする。

第 III 条 理念とガードレール

第 1 節: 目的と範囲

本条の理念は、Cardano委員会、SPO、DRep、および ADA 保有者を含む、Cardanoエコシステムのすべての関係者の指針となることを意図している。すべてのガバナンスアクションは、これらの理念に従って評価されるものとする。

第 2 節: Cardanoの理念

1. Cardanoブロックチェーンはその公開性とトラストレス性を維持する。
2. Cardanoブロックチェーンのガバナンスプロセスは、アクセス可能で、透明性があり、適応性を備えていなければならない。
3. Cardanoブロックチェーンの開発および運用において、単一障害点または依存性の回避を含むがこれに限定されない、セキュリティ、信頼性、および回復力を優先するものとする。
4. Cardanoエコシステムは財務の安定に努めるものとする。
5. ADA の総供給量は 45,000,000,000 ADA (45,000,000,000,000,000 Lovelace) を超えてはならない。
6. 価値と情報の保護を保証するため、Cardanoブロックチェーンはポスト量子セキュリティ、分散型ストレージ、堅牢な鍵管理アプローチを目指す。
7. Cardanoエコシステムは、アクセシビリティ、経済的持続可能性、セキュリティ、パフォーマンスとの過度なトレードオフなしに、スループット、シャーディング、決済、ダイナミックプライシングを考慮したスケーラブルなオン/オフチェーンソリューションを含む、Cardanoブロックチェーンの分散化に努める。
8. Cardanoブロックチェーンは、公平性、中立性、持続可能性、堅牢なガバナンス、分散型アイデンティティの推進、Cardanoコミュニティによる協力と参加といった特徴に反映されるように、長期的な持続可能性と実行可能性を追求する。
9. Cardanoブロックチェーンは、セキュリティ、レジリエンス、アクセシビリティを促進し、集中化のリスクを軽減するため、オープンソースの共同開発手法で開発され、寛容なオープンソースライセンスの下で常に利用できるものとする。
10. ガバナンスアクションを検討する際、Cardanoエコシステムの参加者すべては公平に扱われ、その利益が考慮されるものとする。
11. Cardanoブロックチェーンは、相互運用性と他のブロックチェーンへのアクセスを促進すべきである。
12. Cardanoブロックチェーンは、オンチェーンリソースを不必要に消費してはならない。

13. Cardanoブロックチェーンは、ハードウェアリソースの効率的な設計と利用を促進する。
14. Cardanoブロックチェーンは、公正かつ適切なトークノミクスを通じて、その運営への貢献を認識し、記録し、報酬を与えるものとする。

第 3 節: ブロックチェーンの中立性

1. Cardanoブロックチェーン上の取引は、速度を落としたり、検閲したりしてはならず、意図された目的のために迅速に処理されるべきである。
2. Cardanoブロックチェーンは、ADA 保有者の同意なしに ADA をロックしない。
3. Cardanoブロックチェーンの設計は、費用対効果が高く、アクセスしやすく、予測可能な取引コストモデルを促進するものであるべきである。
4. Cardanoブロックチェーン上でアプリケーションを開発およびデプロイすることを望む者については、その実行を不当に妨げるべきではない。Cardanoコミュニティは、アプリケーションの開発とデプロイを支援する機能を促進すべきである。

第 4 節: ガードレール

1. Cardanoブロックチェーンは、本憲法の付録 I に定めるガードレールに従って運営されるものとする。ガードレールは、Cardanoブロックチェーンに関する現時点での最善の技術的理解を反映したものであり、本憲法に従い、新たな情報に基づいて変更される可能性がある。
2. ガードレールにより、Cardanoブロックチェーンは、中断、セキュリティ、パフォーマンスの問題を回避でき、安全かつ持続可能な方法で運用することが可能になる。これらはCardanoブロックチェーンのメインネット環境に適用されるものであり、テスト環境やCardanoブロックチェーンのソフトウェアを使用する他のブロックチェーンに適用することを意図したものではない。
3. ガードレールに記載されたCardanoブロックチェーンのパラメータは合わせて読み取られるものであり、単独で考慮されるものではない。パラメータ間の既知の相互作用は、ガードレールに記されている。
4. ガードレールは、Cardanoブロックチェーン上のガバナンスアクションに適用される。これには、プロトコルパラメータの変更やCardanoトレジャリーの引き出しが含まれるが、これらに限定されない。ガードレールは、プロトコルパラメータや設定に関する必須の制限と固有の制限の両方をカバーし、経験、測定、ガバナンスの目的から導き出された推奨事項に基づいている。
5. 技術的に可能な場合、ガードレールは、オンチェーンスクリプトまたは組み込みの元帳ルールを通じて自動化され、強制されるものとする。
6. ガードレールは、該当する投票しきい値（存在する場合）を満たすガバナンスアクションに従って修正することができる。一般に、付録 I に記載されているガードレールの改正は、憲法自体の改正とみなされ、新たな憲法またはガードレールスクリプトガバナンスアクションに必要な投票しきい値に従うものとする。
7. ガードレールは、その最初のページに明確なバージョン番号と発効日を明記して発行されるものとする。

8. ガードレールとCardanoブロックチェーンに実装されたパラメータとの間に矛盾が生じた場合は、実装されたパラメータが優先される。憲法委員会の委員は、適切なガバナンスアクションの提案または奨励を通じて、かかる矛盾を調整するよう努める。

第 IV 条 Cardano ブロックチェーンのパラメータ

1. Cardano ブロックチェーンのパラメータは、本憲法に従って必要なガバナンスアクションを批准することにより変更できる。
2. パラメータは、経済、ネットワーク、ガバナンス、技術、セキュリティの各パラメータカテゴリに分類される。パラメータの変更提案は、本憲法の前文と理念、および以下に概説する主要目標に従って評価され、重大なトレードオフを明らかにするための真摯な影響評価と技術的分析に基づくものとする。

第 1 節: 経済的パラメータ

Cardano ブロックチェーンの経済的パラメータの主な目標は、Cardano ブロックチェーンの長期的な経済的持続可能性を実現すること、SPO が Cardano ブロックチェーンの維持に対して十分な報酬を得られるようにすること、ADA 保有者が ADA を建設的な方法で使用することに十分な報酬を得られるようにすること、およびさまざまな Cardano エコシステム参加者に対する経済的インセンティブのバランスをとることである。

第 2 節: ネットワークパラメータ

Cardano ブロックチェーンのネットワークパラメータの主な目標は、利用可能な Cardano ブロックチェーンのネットワーク容量を現在または将来のトラフィック需要に一致させ、さまざまな Cardano エコシステム参加者のトラフィック需要のバランスを取ることである。

第 3 節: ガバナンスパラメータ

Cardano ブロックチェーンのガバナンスパラメータの主な目標は、Cardano ブロックチェーンのガバナンスシステムの安定性を確保し、本憲法に基づくガバナンスシステムを維持することである。

第 4 節: 技術およびセキュリティパラメータ

Cardano ブロックチェーンの技術およびセキュリティパラメータの主な目標は、分散化、シビル攻撃および 51% 攻撃からの保護、サービス拒否攻撃からの保護という点で、Cardano ブロックチェーンネットワークのセキュリティを確保することである。技術およびセキュリティパラメータは、スマートコントラクトの実行制限と関連するコストモデルの変更も管理する。

第 V 条 Cardano ブロックチェーンのガバナンス

第 1 節: ガバナンスモデル

1. Cardano ブロックチェーンは、本条のチェックアンドバランスに従い、ADA 保有者がガバナンスアクションの提案を行い、かかる提案について投票を行うことができる参加型ガバナンスのモデルを使用する。

2. ガバナンスアクションへの参加、提出、投票のプロセスは透明性が保たれ、操作から保護されるものとする。

第 2 節: ガバナンス機関

Cardanoブロックチェーンのガバナンスは、3 つのガバナンス機関(DRep、SPO、憲法委員会) を通じて行われる。これらのガバナンス機関は、Cardanoブロックチェーンのチェックやバランスを行う。

第 3 節: ガバナンスアクション

1. ADA 保有者は、いつでもCardanoブロックチェーン上でガバナンスアクションを提案できる。本憲法では現在、以下のガバナンスアクションを想定している:
 - a. 後任が選出/指名されるまで現在の憲法委員会を否決/資格剥奪/解任する不信任動議。
 - b. 委員会および/または基準および/または任期を更新し、憲法委員会の委員または委員の基準もしくはは任期、あるいはそれらの組み合わせを変更する。
 - c. 新たな憲法またはガードレールスクリプト。ガードレールを含む憲法を修正するか、ガードレールスクリプトを更新または削除する。
 - d. ハードフォークの開始。Cardanoブロックチェーンソフトウェアの下位互換性のないアップグレードをトリガーする。
 - e. プロトコルパラメータの変更。Cardanoブロックチェーンの更新可能なパラメータに 1 つ以上の変更をトリガーする。
 - f. トレジャリー引き出し。Cardanoトレジャリーから資金を引き出す。
 - g. 情報アクション。プロトコルの変更を約束することなく、Cardanoコミュニティのセンチメントを測定する。
2. ガバナンスアクション提案は、標準化された読みやすい形式とし、必要に応じ、Cardanoブロックチェーンへの変更案を含め、提案の十分な理論的根拠を含むものとする。ガバナンスアクション提案が本憲法の言語以外の言語で最初に書かれている場合、提案には本憲法の言語 (英語) への翻訳を添付する。
3. トレジャリー引き出しのガバナンスアクションには、特に、予定されているトレジャリー引き出しがCardano予算に含まれているか否かを明記する情報を含むものとする。
4. 十分な理論的根拠とは、提案されたガバナンスアクションが意図された目的をどのように達成するかを提案が実証することを意味している。タイトル、抄録、提案理由、関連する裏付けリンク (ただしこれらに限定されない) を含む裏付け文書、明確で理解しやすい言葉と構成は、十分な理論的根拠を示す指標となる。
5. ガバナンスアクション提案には、URL と、その URL が指し示すコンテンツに由来するハッシュダイジェストを含めることとする。アクションは、コンテンツが同じハッシュダイジェストを生成することが独立して検証できる場合にのみ、合憲とみなされる。

6. ハードフォーク開始とプロトコルパラメータ変更に関するガバナンスアクションは、ガードレールに規定されているように、十分な技術的レビューと精査を受けることとする。かかるガバナンスアクションは、Cardanoブロックチェーンのセキュリティ、機能、または性能を危険にさらさないものとする。
7. 提案されたガバナンスアクションは、該当するガバナンス機関によって投票され、批准され、後に該当するオンチェーンで施行されるものとする。
8. 情報アクションは、DRep、SPO、および憲法委員会の投票によって決定される。情報アクションには、かかる投票の結果をCardanoブロックチェーンに記録する以外の効果はない。情報ガバナンスアクションは、Cardanoコミュニティのセンチメントを表すものであり、可決するのに「はい」という結果を必要としない。

第 4 節: 投票

1. 提案されたガバナンスアクションに関する決定は、本憲法およびガードレールの要件に従い、投票プロセスを通じて憲法委員会、SPO、および DRep によって行われる。
2. DRep および SPO は、委任された Lovelace に比例した投票権を有するものとする。1 Lovelace は 1 票に相当する。
3. 憲法委員会の委員は、それぞれ 1 票を有する。
4. 投票は「賛成」、「反対」「棄権」のいずれかで行うことができる。

第 5 節: 投票しきい値とQuorum

1. 本憲法の初版発行時点で有効な各ガバナンス機関の投票しきい値は、[Conway ジェネシスファイル](#)で設定されており、プロトコルパラメータ更新ガバナンスアクションによって変更できる。かかるプロトコルパラメータ更新ガバナンスアクションは、本憲法の改正を構成するものとはならない。
2. 投票しきい値は、以下の範囲を超えないものとする:
 - a. 憲法委員会: すべてのガバナンス アクションに対する投票は、51% ~ 100% の範囲内で設定されたしきい値で可決されるものとする。本憲法の初版発行日現在、このしきい値は憲法委員会委員の 66.67% である。
 - b. DRep と SPO: ガードレールの 3.6.4「投票しきい値のガードレール」で規定されている投票しきい値の範囲。
3. 特定のガバナンス機関によるガバナンスアクションに適用される現在の投票しきい値は、現在オンチェーンで実装されているパラメータを参照することで確認できる。
4. 本憲法で必要とされる憲法委員会の投票に加え、ガバナンスアクションには以下のquorumが適用されるものとする:
 - a. パラメータの変更を可決するには、SPO の賛成投票と DRep の賛成投票を必要とする。
 - b. ハードフォークを開始するには、SPO の賛成投票と DRep の賛成投票を必要とする。

- c. 不信任決議および委員会しきい値の更新決議を可決するには、SPO の賛成投票と DRep の賛成投票を必要とする。
 - d. トレジャーリー引き出しが可決されるには、DRep の賛成投票を必要とする。
 - e. 情報ガバナンスアクションには SPO の投票と DRep の投票が必要であるが、これらのガバナンスアクションはCardanoコミュニティのセンチメントを測定および記録するためにのみ使用されるため、結果は不要である。
 - f. 憲法改正の可決には、DRep の賛成投票が必要である。
5. その他すべてのガバナンスアクションの可決には、DRep の賛成投票が必要である。

第 VI 条 Cardano コミュニティ

1. Cardano コミュニティのメンバーがCardanoエコシステムおよびCardanoブロックチェーンのガバナンスに関与する上で、正式な会員資格は必要ないものとする。
2. Cardano コミュニティのメンバーは、本憲法の規定を支持し、遵守し、公正かつ建設的で透明性のある方法で紛争を解決することが期待されている。
3. Cardano コミュニティは、本憲法を施行し、Cardanoブロックチェーンのガバナンスアクションについての認識を高め、議論し、形成する機会を確保するために必要な、オフチェーンガバナンスプロセスの作成、維持、および継続的な管理をサポートすることとする。
4. コミュニティは、Cardanoブロックチェーン向けのアプリケーションの開発、保守、構築に協力することが奨励される。

第 VII 条 憲法委員会

第 1 節: 憲法委員会の機能と参加

1. 憲法委員会は独立した機関として設置され、提案されたすべてのガバナンスアクションが、投票および実施される前に、本憲法の規定に準拠していることを確認する。
2. 「不信任決議」または「憲法委員会しきい値の更新」以外のいかなるガバナンスアクションも、憲法委員会がオンチェーン投票を通じ、かかる提案が本憲法に違反しないことを最初に確認しない限り、オンチェーンで実施することはできない。

第 2 節: 憲法委員会の構成

1. 憲法委員会の委員は、Cardanoガードレールが随時指定する人数で構成されるものとし、いずれの場合も、憲法委員会内での投票の行き詰まりを避けるため、3 人以上 9 人以下の奇数とする。彼らは、本憲法を確実に遵守するために必要な技術および/またはガバナンスの専門知識を有していなければならない。
2. 憲法委員会の委員の任期は、ガードレールに従って定められる。
3. 憲法委員会の運営の継続性を確保するため、憲法委員会委員の任期には時差を設けるものとする。

第 3 節: 憲法委員会の委員選出

1. Cardanoコミュニティは、ガードレールの要件に従って、憲法委員会の委員を選出するためのプロセスを随時確立および公開する。
2. 現行の憲法委員会の任期終了前に新たな憲法委員会が選出されなかった場合、または憲法委員会が上記第 3(1) 節の要件を満たさない場合、現行の憲法委員会は、退任する憲法委員会の委員を補充するため、または必要な憲法委員会の委員数を達成するために必要な新委員を選出するためのガバナンスアクションを提出するものとする。

第 4 節: 不信任状態

憲法委員会は、常に信任状態または不信任状態のいずれかの状態にあるものとする。不信任状態の場合、他のオンチェーンガバナンスアクションを進める前に、「委員会ルキイ値の更新」ガバナンスアクションを使用して、その時点の憲法委員会の委員を復帰させるか、交代させる必要がある。

第 5 節: 憲法委員会の投票と行動

1. 憲法委員会の委員は、そのプロセスに関する合理的な情報を公表し、決定についてはすべて公表されるものとする。
2. 憲法委員会の各委員は、1 票を有する。
3. ガバナンスアクションを否決する場合、憲法委員会の各委員は、本憲法の適用条項への言及を含め、投票の理論的根拠を示すものとする。
4. 憲法委員会の委員は、Cardanoコミュニティに対し、彼らが否決した提案を改善するよう勧告することがある。
5. 憲法委員会は、自らの行動規範を定め、公表し、憲法委員会が必要とみなす倫理ガイドラインを含むポリシーと手続きを採用するものとする。

第 6 節: コミュニティの支援

Cardanoコミュニティは、憲法委員会がその憲法上の機能を果たすために必要かつ適切なツールの作成、維持、および継続的な管理を支援する。

第 7 節: 報酬

憲法委員会の委員は、憲法委員会委員としての役割に対して報酬を受け取ることができるが、その報酬はCardano予算によって予見され、公開され、その役割を果たすために発生した実際かつ合理的な費用を賄う金額に限定される。

第 VIII 条委任代表者

第 1 節: DRep ガバナンス機能

1. ADA 保有者は、自ら DRep として登録するか、他の登録済み DRep に投票権を委任することで、ガバナンスアクションに直接投票できる。
2. DRep は、委任された Lovelace の数に等しい投票権を有するものとする。
3. DRep は、DRep としての活動を管理するために、倫理ガイドラインを含む行動規範を採択、公開、維持することが推奨される。

第 2 節: DRep の登録

1. ADA 保有者は誰でも DRep として登録できるものとする。DRep は、1 人またはそれ以上の ADA 保有者の利益のために行動する場合がある。
2. ADA 保有者は誰でも、自分自身を含む 1 人以上の登録済み DRep に投票権を委任できる。
3. ADA 保有者は、いつでも投票権行使の委任を変更できる。

第 3 節: DRep の選択

Cardanoコミュニティは、ADA 保有者が投票権行使の委任先として DRep を選択できるようにするためのツールの作成、保守、継続的な管理をサポートすることが期待されている。

第 4 節: DRep の報酬

DRep には、その労に対して報酬が獲得できる場合がある。DRep としての活動に関連して受け取った報酬は、すべて公表しなければならない。

第 IX 条ステーキングプール運営者

第 1 節: SPO ガバナンス機能

1. SPO は、特定のガバナンスアクションに対する追加的なチェック機能を果たし、ガードレールに規定されている通り、DRep とは別個に投票を行うものとする。
2. SPO は、同じガバナンスアクションに関して DRep として同時に投票権を行使する場合には、その旨を公表しなければならない。

第 2 節: ハードフォークの開始

1. SPO は、Cardanoブロックチェーンのノードの運営者として、本憲法およびガードレールに従い、ハードフォーク開始プロセスに投票するものとする。
2. SPO は、ハードフォークの開始について投票する際、Cardanoブロックチェーンの準備状況を考慮するものとする。

第 X 条 純変動制限額、Cardano 予算、トレジャリー引き出し

第 1 節: 純変動制限額

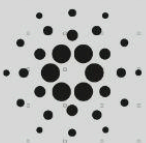
1. 純変動制限額は、前回の純変動制限額を決定する前回のガバナンスアクション後の予算期間ごとに、Cardano コミュニティのメンバーが提案できる。
2. 純変動制限額は、情報ガバナンスアクションとして提案され、適用されるしきい値に従って投票に付されるものとする。DRep は、純変動制限期間ごとに純変動制限額を承認する。
3. 純変動制限期間について新たな純変動制限額が承認されない場合、従前の純変動制限額が引き続き適用される。

第 2 節: Cardano 予算

1. Cardano 予算は、各純変動制限期間において、Cardano ブロックチェーンの継続的な運営、保守、開発に合理的に必要なリソースで構成される。
2. Cardano 予算には、憲法委員会委員の報酬を含む Cardano ガバナンスの編成だけでなく、かかる役職の管理、運営、契約、第三者による監査、保証に合理的に必要なリソースも含めることができる。
3. Cardano コミュニティは、純変動制限期間ごとに Cardano 予算を提案するものとし、これは情報ガバナンスアクションの形式をとり、適用されるしきい値に従って投票の対象となる。
4. Cardano コミュニティのメンバーは、Cardano コミュニティのメンバーが形成する共同体を含め、誰でも Cardano 予算を提案できる。
5. Cardano 予算の総額は、該当する純変動制限期間について、該当する純変動制限額を超えないものとする。

第 3 節: トレジャリー引き出し

1. 本憲法およびガードルールに定める要件に従うことを条件として、誰でも Cardano トレジャリー引き出しガバナンスアクションを提案することができる。
2. Cardano 予算が承認され、純変動制限が有効でない限り、Cardano トレジャリー引き出しガバナンスアクションは許可されないものとする。
3. Cardano 予算のために引き出された ADA は、DRep および SPO に委任したり、Cardano ブロックチェーンのガバナンスに影響を与えたりするために利用したりしてはならない。これは、他の Cardano トレジャリー引き出しには適用されない。
4. Cardano トレジャリー引き出しガバナンスアクションに従って引き出された ADA は、ガバナンスアクションで宣言された目的にのみ使用されるものとする。
5. Cardano トレジャリー引き出しにより引き出された ADA は、金融業界のベストプラクティスに従って管理および運用されるものとする。



**Cardano
Foundation**